

京都市上下水道局職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する規程を公布する。

令和7年9月30日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉川 雅則

## 京都市上下水道局管理規程第9号

### 京都市上下水道局職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する規程

京都市上下水道局職員の育児休業等に関する規程の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(部分休業)</p> <p>第5条 京都市公営企業管理者上下水道局長（以下「管理者」という。）は、職員が請求した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員がその小学校就学の始期<u>（非常勤職員（京都市職員の定年等に関する条例第12条の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）を除く。）にあっては、3歳）</u>に達するまでの子を養育するため、1日の勤務時間の一部について勤務しないこと（以下「部分休業」という。）を承認することができる。</p> <p>2 前項の承認は、正規の勤務時間の初め又は終りにおいて、1日を通じて2時間（労働基準法第67条の規定による育児時間を承認されている職員にあっては、2時間から当該育児時間を差し引いた時間）を超えない範囲内で15分を単位として行うものとする。</p>	<p>(部分休業)</p> <p>第5条 京都市公営企業管理者上下水道局長（以下「管理者」という。）は、職員<u>（別に定める職員を除く。）</u>が請求した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、1日の勤務時間の全部又は一部について勤務しないこと（以下「部分休業」という。）を承認することができる。</p> <p>2 前項の規定による部分休業の請求をしようとする職員は、1年の期間（4月1日から翌年の3月31日までとする。）ごとに、あらかじめ、次の各号に掲げる範囲内のうちいづれの範囲内で当該期間における部分休業を請求するかを管理者に申し出るものとする。</p> <p>(1) 1日につき2時間を超えない範囲内</p>

(2) 1年につき77時間30分（非常勤職員については、当該非常勤職員の1日の正規の勤務時間数に10（1週間平均の正規の勤務日数を考慮して別に定める非常勤職員にあっては、別に定める数）を乗じて得た時間）

(新設)

3 前項の規定による申出をした職員は、次に掲げる場合において、当該申出の内容の変更をしなければ職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると管理者が認める事情があるときに限り、当該申出の内容を変更することができる。

(1) 配偶者が負傷又は疾病により入院した場合

(2) 配偶者と別居した場合

(3) 前2号に掲げるもののほか、前項の規定における申出をした時に予測することができなかつた事実が生じた場合

4 第2項の規定による申出をした職員は、当該申出をした範囲内（前項の規定による変更をした場合にあっては、その変更後のもの）において、第1項の規定による部分休業の請求をすることができる。

(第1号部分休業の承認)

第5条の2 第1号部分休業（前条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する部分休業をいう。）の承認は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じ

(新設)

(新設)

て2時間（労働基準法第67条の規定による育児時間又は京都市上下水道局職員勤務規程第22条の3第1項の規定による介護時間を承認されている職員にあっては、2時間からその承認された時間を差し引いた時間）を超えない範囲内で15分を単位として行うものとする。

2 1日の正規の勤務時間数を考慮して別に定める職員に対する前項の規定の適用については、同項中「2時間」とあるのは「当該職員の1日の正規の勤務時間から5時間45分を差し引いた時間」とする。

(第2号部分休業の承認)

第5条の3 第2号部分休業（第5条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に掲げる時間数の第2号部分休業を承認することができる。

(1) 1日の正規の勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数

(2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

(部分休業の承認の失効等)

(部分休業の承認の失効等)

第7条 (略)	第7条 (略)
2 (略)	2 (略)
(1)・(2) (略)	(1)・(2) (略)
<u>(新設)</u>	<u>(3) 部分休業をしている職員が第5条第3項の規定による変更をしたとき。</u>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

## 附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程による改正後の京都市上下水道局職員の育児休業等に関する規程第5条第2項第2号に掲げる範囲内でこの規程の施行の日から令和8年3月31日までの間における同条第1項に規定する部分休業の請求をする職員に対する同条第2項の規定の適用については、同項第2号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、「10」とあるのは「5」とする。

(上下水道局総務部職員課)